

■正誤表

平野裕之著『コア・テキスト民法 I 民法総則 [第2版]』におきまして、下記の誤りがございました。

お詫びのうえ、訂正させていただきます。

刷数	頁	場所	誤	正
1	vii	第4章 見出し	法律行為（意思表示）の意思欠缺無効	法律行為（意思表示）の意思不存在無効
3	ix	第18章 見出し ——副題	——時効の援用・中断・停止	——時効の援用・完成猶予・更新
2	31	31 見出し	信義則及び契約解釈による可能性	信義則及び契約解釈による可能性
1	23	本文下から3行目	(⇒『民法VI』注11-25)	(⇒『民法VI』注11-24)
3	134	7-28 2-3行目	121条但書や	削除
1	203	表12-18～12-20 表側3段目	併格並存説	資格併存説
3	282	第18章 見出し ——副題	——時効の援用・中断・停止	——時効の援用・完成猶予・更新
1	342	20-3 見出し	(a) 権利濫用規定の導入	(a) 権利濫用禁止規定の導入
2	347	20-7-1 8行目	最判昭 50・2・1 民集 29 卷 5 号 639 頁	最判平 9・7・1 民集 51 卷 6 号 2251 頁
1	349	20-9 本文5行目	事理救済	自力救済
1	356	欧字・数字	ADR法 注18-30	ADR法 注18-32

■増刷に伴う記述の変更・追記

刷数	頁	場所	変更前	変更後
2	139	7-34 2~3行目	…であろう。「第三者」を制限解釈して96条2項が適用されないことになれば、96条1項の原則通り取消しが可能になるのである。	…であろうし、96条1項による取消しを認めるべきである。改正法は、改正前101条1項を1項及び2項のように表現を変更し、代理人による詐欺に適用されないように変更し、判例を抹殺した（→11-9）。
2	148	注8-6 3行目以下	默示の動機—税金は妻が負担し自分は負担しない—の表示はあったと認め、夫による錯誤無効の主張を認めている。その結果、判例は、法律行為の内容になるという要件は实际上不要とされ、他方で、動機の表示という要件は默示でよいとされ、実際には相手方の認識可能性という要件に等しくなっている。	默示の動機の表示はあったと認め、夫による錯誤無効の主張を認めている。法案提出後の最判平28・1・12民集70巻1号1頁は、信用保証組合による信用保証で、主債務者が反社会勢力であった事例で、主債務者が反社会的勢力ではないという「動機は、それが明示又は默示に表示されていたとしても、当事者の意思解釈上、これが本件各保証契約の内容となっていたとは認められ」ないとして、信用保証協会による錯誤無効の主張を退けた。
2	174	11-9 末尾に右記の文章を追加	改正法は、旧101条1項を、代理人が相手方に対してなした意思表示（1項）、相手方が代理人に対してした意思表示（2項）とに分けた。これは、代理人による詐欺への適用の余地をなくすためである。判例は旧101条1項を代理人による詐欺に96条2項を適用しない根拠としていたが（→7-34）、101条1項を代理人の意思表示の規定とし、同2項を相手方の意思表示の規定としてこれを善意・悪意また過失の有無のみに限定し、代理人による詐欺には適用されなくなった。	
2	347	20-7-1 8行目	(最判昭50・2・1民集29巻5号639頁)	(最判平9・7・1民集51巻6号2251頁)

■法改正に伴う記述の変更・追記

・2018年民法（成人年齢関係）改正に伴う変更

刷数	頁	場所	変更前	変更後
2	123	7-5 本文 2行目以下	これが民法のみならず、多くの法令の基準とされているのである。ただし、民法の成年年齢を18歳に引き下げる法改正も検討されている。なお、20歳未満でも、婚姻をすれば民法上は成年として扱われることになっており（753条）、親権から脱して契約に際して親権者の同意を必要とするなどの制約もなくなる。	2018年改正により、2022年4月から成年年齢は18歳に引き下げられる—その時点で18歳または19歳の者は成年と扱われる—。これが民法のみならず、多くの法令の基準とされているのである。現行法では20歳未満でも、婚姻をすれば民法上は成年として扱われるが（753条）、2018年改正により成年が18歳になりまた婚姻可能年齢は男女共18歳に統一され、成年擬制制度は廃止された。
2	123	注7-4	既に選挙権については18歳に引き下げられており、政府は2017年秋の国会に民法の成年年齢を18歳に引き下げ、また、女子の婚姻年齢を16歳から18歳に引き上げて、男女の差をなくすだけでなく未成年者の婚姻をなくす法案の提出を検討している。	選挙権については、既に2015年の公職選挙法改正により18歳に引き下げられている。ただし、飲酒や喫煙、競馬・競輪・オートレース・競艇などの関係法律においては、これまで通り年齢制限を「20歳未満の者」として維持されている。

・2018年消費者契約法改正に伴う追記

刷数	頁	場所	追記内容
2	163	10-6 末尾に注記を追加	* 消費者契約法の2018（平成30）年改正（2019年6月15日施行）により、4条3項に消費者取消権の対象となる取引が追加された。たとえば、3号の追加により、「進学、就職、結婚、生計その他の社会生活上の重要な事項」や「容姿、体型その他の身体の特徴又は状況に関する重要な事項」について、不安をあおって契約をさせること（靈感商法は6号）、4号の追加によりいわゆるデータ商法などの取引、5号の追加により、加齢または心身の故障によりその判断力が著しく低下していることに付け込んで、現在の生活維持についての不安に付け込んで契約をさせること、6号の追加によりいわゆる靈感商法、に消費者取消権が認められるようになった。